

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

4. 病状悪化で医療につながりにくくて困ったときに、医療とつなぐアウトリーチチームを実現してください。

昨年の回答では、「各保健所において、精神保健福祉担当者等が、医療機関や訪問看護、居宅介護事業所市町村など地域における様々な関係機関と連携し、多職種で当事者、ご家族に対して受療支援や治療継続支援など病状に応じた必要な支援を実施しています」とのことですが、緊急性も踏まえた多職種連携は、現状では実現は無理です。多職種専門チーム体制が必要です。

にも包括に掲げられているアウトリーチチームの立ち上げに、国に推進予算を強く訴えとともに大阪府として責任ある実施計画を明らかにしてください。

仙台市、福島県、東京都、静岡市、三重県、京都府、奈良県、和歌山県、岡山県などの自治体では、アウトリーチチームの必要性を認め、アウトリーチ事業を実施しています。大阪府でも実施に向けて協議の場を作って大家連もその協議の構成員として参加することを必須要件とすることを強く要望します。

※三重県こころの健康センターが発行している『アウトリーチマニュアル』に、アウトリーチ事業をすでに実施している自治体が挙げられていましたので、上に追加しました。

(参照)<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001058832.pdf>

(回答)

○ 緊急時については、各地域における関係機関や市町村と普段からやりとりのある各保健所の精神保健福祉担当者に対応することで、医療機関や訪問看護、居宅介護事業所市町村など地域の各機関との情報共有、連携をすることができ、継続性を持った支援ができると考えております。

そこで、大阪府では各保健所の精神保健福祉担当者や嘱託医などによる多職種によるチーム体制で、関係機関とともに、当事者、ご家族に対して受療支援や治療継続支援など病状に応じた必要な支援を実施しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

5. 精神科医療機関における身体拘束・行動制限に関する改善を実現してください。

隔離拘束に多くの当事者が恐怖で傷ついて、医療不信に陥り、その後適切な治療を受けることが難しくなっています。

現状の大阪府による病院実地指導では拘束実態の適否を指導していますか。

また院内行動制限最小化委員会の検討内容についても指導検証が必要ですが現在の指導検証はどのようにされていますか。

(回答)

○ 精神科病院の入院患者に対する身体的拘束などの行動制限については、法令や国の通知に基づいて実地指導の指導項目の一つとして規定されています。

大阪府では、身体的拘束などの行動制限について、実地指導の際に重点項目として設定し、病状等に応じて必要最低限の範囲内で適正に行われているか、行動制限の期間や理由についても診療録等で確認し、必要に応じて指導しているところです。

行動制限最小化委員会については、法令や国の通知に基づき、委員会の設置及び月1回以上の開催について確認しています。

なお、委員会の検討内容となりうる隔離・拘束その他の行動制限については、上述のとおり重点項目として指導しているところです。

引き続き、法令に基づき、身体的拘束などの行動制限が必要最低限の範囲内で適正に行われるよう、指導監督の実施に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課
大阪府こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

7. あらゆる年齢の精神障害者 手帳 1 級だけでなく 2 級 3 級所持者対象に重度医療費助成を実現してください。

当事者の自立には経済的な負担解消が大切で医療費助成が必須です。

生活実態は、1 級、2 級、3 級はほとんど同じで、障害者年金での暮らしは大変厳しいものです。

令和 6 年度の手帳 1 級者に対する重度医療費助成制額と今後 2 級、3 級手帳所持者への重度医療費助成実施を想定した予算額を明らかにしてください。

令和 3 年 4 月よりの精神病床への入院補助制度や利用実態の 詳細を開示してください。

(回答)

- 平成 30 年 4 月の再構築については、医療費の増加や、府・市町村の厳しい財政状況のもと、持続可能な制度とするため、対象者の見直しや一定のご負担にもご理解をお願いしながら、対象者や対象医療を拡充することとしたものです。
- 具体的には、65 歳以上の重度ではない老人医療対象者は 3 年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を助成対象に加えました。また、令和 3 年 4 月から精神病床への入院について助成を実施しています。
- 重度障がい者医療費助成制度については、重度の障がい者として、障がいの程度を見る手帳の等級で受給資格を判定しているところです。平成 30 年度の精神障がい者への対象拡充にあたっては、再構築前の制度において既に障がい者医療が、身体障がい者手帳 1・2 級所持者を対象としていたことを踏まえ、精神障がい者についても、身体障がい者手帳 1・2 級と認定基準が概ね同等と考えられる精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者を対象とすることとしました。

○ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者に対する医療費助成額は、令和 6 年度は集計中ですが、令和 5 年度は大阪府全体で 767,592,962 円です（大阪府の補助所要額は、概算でその2分の1の 3 億 8 千万円）。2 級、3 級手帳所持者に対象を拡大する場合、手帳交付数から対象者は約 11.3 倍になるため、1 人あたりの医療費が同程度と仮定すると、約 42.9 億円規模の追加予算が必要と想定できます。

参考）令和 5 年度精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

1 級 13,661、2 級 105,947、3 級 56,996（2 級・3 級計 162,943）

○ 令和 3 年 4 月より精神病床への入院を助成対象としていますが、他の入院と同じく、健康保険法、国民健康保険法などの医療保険各法により保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、被保険者等が負担すべき額から 1 医療機関ごとに 1 日につき 500 円の一部自己負担額を控除した額（一部自己負担額が 3,000 円を超える場合は自己負担が 3,000 円となる額まで）を対象としています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

3. 地域の日中の居場所

(1) 疲れやすい、体調の波がある、大勢の人との交流が難しいなど精神障害者の特性に合った就労に特定しない集いの場を拡充してください。

同じ病気の人としゃべることができ、お茶を飲めるような、安心できる集いの場、居場所の実現を望む声が大家連にも多く届いています。

特性に合わせて選べる場所は極めて少なく、現在の就労に特化した就労継続 就労移行の障害福祉サービスの目的になじめずこぼれ落ちる人が多く、自宅にひきこもる人が多いのが現実です。生活介護 自立訓練 地域活動支援センターの拡充と充実が望まれます。

親亡き後も安心して地域で暮らすことができる場の実現が切望されています。

(2) 現在の障害福祉サービスが就労に限定されがちですが、富田林市市では地域有志で立ち上げた集いの場があります。このような場への公的な支援（財源支援）をして活動が拡大するようにしてください。

(回答)

○ 大阪府においては、これまで、ホームページ等を通じて障がい福祉サービス事業等の周知を図るとともに、事業所設立意向の法人等からご相談があれば、適切に対応するなど、制度の充実に努めてきたところです。

○ 今後とも、様々な機会を活用し、障がい福祉サービスの充実に努めてまいります。

○ 障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして、地域活動支援センター事業が位置づけられています。

○ 地域の実情に応じて、障がい者の方々に創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターが運営することができるよう、市町村に対して、交付税により財源が措置されており、令和6年4月1日時点で、149カ所（※複数の市町村から同一受託者に委託されている場合は市町村毎に1カウントしております）が開設されているところです。

○ 大阪府としましては、国に対して、障がい者の日中活動の場の確保の観点から、様々な障がい者の状況に対応できるよう制度の拡充及び必要な財源の確保について要望しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（傍線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

3. 地域の日中の居場所

(3) 日中活動の場の職員の精神障害理解を進めて支援の質を高め、安心できる支援の構築と推進が望めます。

精神障害の理解についての支援職員研修に府として取り組んでください。その研修には精神障害者の日常の暮らしを知る家族の体験を語る場を必ず取り入れてください。

(回答)

○ こころの健康総合センターでは、「精神保健福祉業務従事者研修」として、精神保健福祉業務に従事する大阪府職員及び市町村職員、医療機関職員、障がい福祉サービス事業所職員等を対象に精神障がいの理解に関する研修を実施しています。精神保健福祉業務に従事して1年目を対象にしたベーシック研修A、Bでは、家族の思いや家族会活動、当事者の体験談を講義内容に取り入れており、その中で日常の暮らしについての体験についてお話しいただいております。令和7年度も同内容で実施する予定です。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課
大阪府こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

3. 地域の日中の居場所

(4) 相談支援事業者の精神障害へ理解が乏しいことも多々あり、当事者にあった居場所につながりにくいことがあるので、現行の相談支援従事者研修の内容は不十分と考えます。相談支援事業者の障害特性の理解をすすめて質の向上を図るための研修を実施してください。

(回答)

- 本府における相談支援従事者研修については、国が定めるカリキュラムに基づき、指定研修事業者により実施しており、研修が円滑かつ適切に進むよう、府と研修事業者の間で企画運営会議を開催しています。
- また、専門コース別研修として、主に精神障がいのある方への相談支援をしている相談支援専門員を対象に、「地域移行・地域定着支援研修」を別途、府直営で実施しており、その中で障がい特性の理解を深めるためのカリキュラムを設けて質の向上を図っているところです。
- 引き続き、障がいの特性について、理解を深める研修を実施してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

3. 地域の日中の居場所

(4) 相談支援事業者の精神障害へ理解が乏しいことも多々あり、当事者にあった居場所につながりにくいことがあるので、現行の相談支援従事者研修の内容は不十分と考えます。相談支援事業者の障害特性の理解をすすめて質の向上を図るための研修を実施してください。

(回答)

○ こころの健康総合センターでは、精神保健福祉業務に従事する関係機関職員（精神科医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、地域活動支援センター等）の資質向上を目的とした研修を行っています。

令和6年度には、新任転任者向けにベーシック研修B（実務知識の習得）、現任者向けにステップアップ研修2年目（ST-2B、面接技術の向上）、ステップアップ研修3年目（ST-3B、地域支援の方法を学ぶ）、スキルアップ研修（災害時等こころのケア研修、トラウマインフォームドケア研修）として、精神疾患や精神障がいのある方への支援について講義や事例検討等を実施しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課
大阪府こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目) 【地域生活】 3. 地域の日中の居場所 (6) 障害者地域福祉サービス事業所が不足しているにも関わらず、ホームヘルパーなど福祉サービスに携わる人たちへの報酬の改悪、生活介護型事業所への報酬の時間要件の厳格への緩和策を講じてください。
(回答) ○ 居宅介護従事者等の報酬については、収入を2%程度引き上げるための措置が令和6年2月から5月までの間で実施され、令和6年度の報酬改定において、基本報酬や処遇改善加算に反映されるなど改善が図られてきたところです。 ○ 生活介護サービスの基本報酬については、令和6年4月の報酬改定において、利用者の障がい支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することとなりました。 ○ 所要時間による区分は、生活介護計画に基づき行われる標準的な時間に基づき算定されるもので、障がい特性等により、利用時間が短時間にならざるを得ない利用者については、受け入れ準備や主治医への伝達事項の整理などの時間を、1日2時間を限度として、標準的な時間として加えることができるとされています。 ○ 大阪府としましては、障がい福祉人材の確保・定着と他業種との賃金格差の解消に向け、国において必要な財源を安定的に措置するよう、引き続き要望してまいります。
(回答部局課名) 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目) 【地域生活】 3. 地域の日中の居場所 (7) 事業所がたちゆかなくなっています。地域福祉サービスの場が減少し後退しています。大阪府としての救済策を講じてください。
(回答) ○ 障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく全国一律の制度であり、施策を安定的に実施する観点からも、国において実施すべきものであるため、障がい福祉サービス事業所において、安定した事業所運営が図れるよう、職員配置基準の改善や必要な財源措置について、引き続き、国に要望してまいります。
(回答部局課名) 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課